

前橋市文化協会広告掲載に関する細則

(趣旨)

第1条 本細則は、前橋市文化協会会則（以下「会則」という。）第22条により会則の施行について必要な事項を定める。

(内容)

第2条 前橋市文化協会広告掲載（以下「広告掲載」という。）の取扱いは、前橋市文化協会広告掲載要綱に定める。

(基準)

第3条 広告掲載の基準は、前橋市文化協会広告掲載取扱基準に定める。

(補則)

第4条 この細則について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成30年9月3日から施行する。